

平成13年3月22日(木曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤頴男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第5号

第1回定例会

平成13年3月22日(木)

午前9時30分開議

再開

- | | | | | |
|-----|----|----|-----|-------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 議第 | 5号 | 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第7号) |
| " | 2 | 議第 | 6号 | 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号) |
| " | 3 | 議第 | 7号 | 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| " | 4 | 議第 | 8号 | 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| " | 5 | 議第 | 9号 | 平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号) |
| " | 6 | 議第 | 10号 | 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| " | 7 | 議第 | 11号 | 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号) |
| " | 8 | 議第 | 12号 | 平成13年度寒河江一般会計予算 |
| " | 9 | 議第 | 13号 | 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算 |
| " | 10 | 議第 | 14号 | 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 | 15号 | 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 | 16号 | 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 | 17号 | 平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 14 | 議第 | 18号 | 平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 15 | 議第 | 19号 | 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 16 | 議第 | 20号 | 平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 |
| " | 17 | 議第 | 21号 | 平成13年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 18 | 議第 | 22号 | 平成13年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 19 | 議第 | 23号 | 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について |
| " | 20 | 議第 | 24号 | 寒河江市職員の再任用に関する条例の制定について |
| " | 21 | 議第 | 25号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 | 26号 | 寒河江市少子化対策基金条例の廃止について |
| " | 23 | 議第 | 27号 | 寒河江市市税条例の一部改正について |
| " | 24 | 議第 | 28号 | 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について |
| " | 25 | 議第 | 29号 | 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について |
| " | 26 | 議第 | 30号 | 寒河江市文化財保護条例の一部改正について |
| " | 27 | 議第 | 31号 | 寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正について |
| " | 28 | 議第 | 32号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第 | 33号 | 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について |
| " | 30 | 議第 | 34号 | 寒河江市営住宅条例の一部改正について |
| " | 31 | 議第 | 35号 | 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定について |
| " | 32 | 議第 | 36号 | 寒河江市下水道条例の一部改正について |

- ” 33 議第 37号 西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更について
 - ” 34 議第 38号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
 - ” 35 議第 39号 損害賠償の額を定めることについて
 - ” 36 議第 40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - ” 37 請願第 1号 「県 輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求める請願
 - ” 38 請願第 2号 WTO農業交渉に関する請願
 - ” 39 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員会報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
 - (5) 予算特別委員長報告
 - ” 40 質疑、討論、採決
 - ” 41 議会案第1号 「県 輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求める意見書の提出について
 - ” 42 議会案第2号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について
 - ” 43 議案説明
 - ” 44 委員会付託
 - ” 45 質疑、討論、採決
 - ” 46 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成13年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　開　　午前9時30分

佐竹敬一議長　　これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月27日及び本日3月22日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、議第5号から日程第38、請願第2号まで38案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第39、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第23号、議第24号、議第25号、議第27号、議第28号、議第40号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第23号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第23号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「常勤職員、非常勤職員の勤務時間はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「常勤職員は8時間、非常勤職員は勤務形態によりさまざまだが、週16から32時間です」との答弁がありました。

議第24号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「昇給停止に至った理由は何か」との問いがあり、当局より、「社会経済の厳しい中で、民間においても世代間の給与配分を適正化し、若年の給与を配慮した賃金の重点配分を行っており、国家公務員については既に昇給停止を行っています。他市町でも昇給停止が行われており、今回、市職労との交渉で経過措置を設け合意しているものです」との答弁がありました。

委員より、「昇給停止は本市では必要ないのではないか」との問いがあり、当局より、「国の対応や他市の状況を踏まえ実施するものです」との答弁がありました。

議第25号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第27号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第28号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「僻地や辺地区域の設定はどのようになっているか」との問いがあり、当局より、「最寄りの公共施設間との距離を基準にしており、辺地は基準地が?100点以上、田代地区は?148点となっていますので該当します」との答弁がありました。

議第40号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局から教育長ほか関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第29号、議第30号、議第31号、議第35号、議第37号、請願第2号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第29号寒河江市社会教育委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「社会教育委員の選出について」の問いがあり、当局より、「これまでは社会教育法に基づいた選出区分の該当要件がありましたが、その区分がなくなり、広く学校教育、社会教育に精通した方を選出できるようになりました。このための改正を受けて、若い方や女性の方など、幅広い人材を選出するように心がけております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第29号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市文化財保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「これまでの解除規定とはどこが変わったのか」との問いがあり、当局より、「これまでは県などの指定になっても、市の指定解除についての条文が明確でありませんでしたので、それらの指定の解除と指定書の返付などの手続を明記し、条文を整備しようとするものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市青少年問題協議会設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「青少年問題協議会の役割と位置づけについて」の問いがあり、当局より、「本協議会は大きな意味で青少年健全育成の柱となるものです。特に、問題となるようなことを情報や意見交換をして活動の際に方向づけをするような機関です。ここを柱として、市の青少年育成センターや青少年育成市民会議などでいろいろな活動を展開しております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号西村山地区視聴覚教育協議会規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号WTO農業交渉に関する請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑、意見等に入りました。質疑等を申し上げます。

委員より、「願意は妥当であり、採択すべきである」との意見がありました。ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第26号、議第32号、議第33号、議第38号、請願第1号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「保険基盤安定繰入金の算出基準について」の問いがあり、当局より、「国保税で低所得者に対し、条例で6割、4割の軽減をしているわけですが、軽減した分に対し、国から2分の1、県から4分の1が一般会計に繰り入れされており、市で負担する分は4分の1となります」との答弁がありました。

議第8号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成12年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「特別徴収保険料と普通徴収保険料の増減の理由について」の問いがあり、当局より、「当初の段階では、特別徴収と普通徴収の比率を全国平均にならい8対2と見ておりましたが、実際を見てみますと、大体9対1という状況であり、そのための増減です」との答弁がありました。

さらに委員より、「当初見込んだ額と実際の結果の額は」との問いがあり、「特別徴収については、当初予算が5,918万1,000円でしたが、実際は6,478万円であり、普通徴収については、当初1,479万5,000円に対し、実際は850万2,000円であったために629万3,000円の減額をするものです」との答弁がありました。

委員より、「国庫負担金の減額の理由について」の問いがあり、当局より、「介護保険サービス給付費の減額、1億287万5,000円、支援サービス給付費減額3,624万9,000円、審査支払手数料の減額227万4,000円、合わせて1億4,139万8,000円で、これに対する国保の負担率20%分、2,828万円が減額となるものです」との答弁がありました。

また、委員より、「国庫補助金の減額の理由と介護保険支給限度額一本化システム開発事業費補助金の内容について」の問いがあり、当局より、「調整交付金については、介護サービス給付費、支援サービスの給付費の減に伴うものもありますが、所得補整係数の変更も原因の一つです。事務費交付金についても同じ理由です。介護保険事業費補助金については、短期入所サービスと訪問通所サービスを一本化するための電算システム開発事業経費です」との答弁がありました。

さらに委員より、「所得係数の変更とはどういうことか」との問いがあり、当局より、「標準が5%となってい

るが、当初の段階では5.22%でありましたが、それが 4.8%ということで、本市には所得の多い高齢者が多く、0.4%の開きが出ました」との答弁がありました。

議第10号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「これまでの認定審査の1市4町の件数状況は」との問いがあり、当局より、「12月末現在で、寒河江市が1,243件、河北町が795件、西川町が417件、朝日町が450件、大江町が471件で、合計3,376件となっています」との答弁がありました。

また委員より、「それぞれの市町の認定の割合と費用負担割合との関係はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「費用の割合については平等割20%、基準財政需要割40%、高齢者割40%の三つの方法で算定しております。認定割合は、寒河江市が36.8%、河北町が23.5%、西川町が12.4%、朝日町が13.3%、大江町が14.0%となっております」との答弁がありました。

議第11号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべものと決しました。

次に、議第26号寒河江市少子化対策基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、「少子化対策としての2年間の成果をどのように考えるか」との問いがあり、当局より、「国の制度として待機児童の解消という目的があったが、本市の場合、待機児童がないということもあって、民間施設と行政施設で共通して活用し、ともに子育てを抱えていくというきっかけになったと考えます。民間の施設に通園バスを整備したり、プールの改修をしたり、いろいろな事業が展開されましたし、本市の場合も、三泉幼児学級の通園バス更新やみなみ保育所の窓枠をサッシにするなどの保育関係の施設が充実されたと考えております」との答弁がありました。

議第26号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「乳幼児医療の対象者は何歳までか」との問いがあり、当局より、「2歳までです」との答弁がありました。

また委員より、「対象年齢を引き上げるということについては、県の改正との関係ではどのように考えているのか」との問いがあり、当局より、「県の方では平成13年7月1日より対象年齢を就学前まで引き上げていくという考えです。本市としましても、平成13年度当初予算に1歳引き上げという市独自の予算を計上したおったところですが、その後、こういった県の動きが出てきましたので、6月定例会に向けて県と同じような内容で検討していきたいと考えております」との答弁がありました。

議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のお

り可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「7名の増員の委員予定者と、その後の全体の委員の構成はどうなるのか」との問いがあり、当局より、「7名の増員分については医師が4名、歯科医師が1名、市・町から2名出ていただきます。全体では、医師が36名、歯科医師が9名、薬剤師1名、柔道整復士1名の47名となり、各市・町から16名出ていただくことになり、合計63名になります」との答弁がありました。

議第38号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「県輝きの福祉プラン」の一部など、早急に見直しを求め請願を議題とし、担当書記による朗読の後、質疑、意見等を求めました。一たん休憩し、紹介議員の説明を求めた後再開いたしました。

委員より、「生活施設は、(仮称)何々生活寮などと表現されているが、これまで認識していることと逆行するような部分もありますので、何らかの形で誤解のないことを確認したい。この請願の趣旨には賛成です」との意見が出されました。

休憩を挟んで意見交換をした後、会議を開きましたが、請願第1号については、ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第6号、議第7号、議第34号、議第36号及び議第39号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第6号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「建物の移転は13年度中に完成するのか」との問いがあり、当局より、「早いものは4月、5月に完成し、順次完成していき、13年度中にすべて移転完了となります」との答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成12年度寒河江市公共下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第7号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「損害額約80万円の内容はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「自動車の修理代約80万円を道路管理者の寒河江市とおのおの3分の1ずつを負担するものです」との答弁を得ております。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第39号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午後3時20分から、本議場において委員23名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第5号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）、議第12号平成13年度寒河江市一般会計予算、議第13号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第14号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第15号平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第16号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第17号平成13年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第18号平成13年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第19号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第20号平成13年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第21号平成13年度寒河江市立病院事業会計予算、議第22号平成13年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第5号については、一つ、クア・パークの全体計画・全体構想の完成・見直し・見直し等について。一つ、ホテル宿泊客数確保計画とデータの根拠等について。一つ、市役所駐車場用地購入費に通路用地は含まれているのか、また買い戻しのめどについて。一つ、地方債発行対処方法について。一つ、駅南高瀬山線の繰越明許費及び入札について。

議第12号については、一つ、情報通信技術講習会の実施について、場所、対象人数、内容、申し込み期間、広報、高齢者や女性への配慮などについて。一つ、青年会議所の賛助会費について。一つ、乳幼児医療費給付の県との整合性、実施時期について。一つ、汚染土壌浄化対策事業委託の内容、浄化対策を行う市の立場、浄化対策の方法などについて。一つ、西村山労働福祉会館運営補助金について。一つ、寒河江まつりの武者行列が廃止されることについて。一つ、最上川ふるさと総合公園の管理委託料、委託先、委託業務について。一つ、最上川の川沿いの土地の取得等について。一つ、用地買収に関する情報は公表することを目的として作成し、また、取得した情報に当てはまるのではないかなどについて。一つ、パオビル取得との整合性について。一つ、石川西洲崎線道路改良は、地方特定事業で取り組まれるが、あとでどれくらい国、県から措置されるかについて。一つ、都市計画審議会委員報酬は何回分で、いつごろ開催するかについて。一つ、都市計画道路変更、業務委託の内容について。一つ、都市緑化フェアの組み立て、一過性にならないような取り組み方について。一つ、債務負担行為を議会で議決した日にちについて。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、議第13号から議第22号までについては質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月21日9時30分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

議第5号から議第22号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第5号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可

決すべきものと決しました。

議第13号については、駅前整備の道路築造工事と土壌浄化対策の説明についての質疑があり、建設分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第21号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第22号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。16番佐藤暘子議員。

〔佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、議第12号平成13年度寒河江市一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成13年度は、ますます深刻化する景気低落の中で、国民生活は戦後最悪の失業やリストラ、倒産等に見舞われ、さらに追い打ちをかけるように、老人医療費の引き上げや、4月からは障害児者や乳幼児医療への一部負担が課せられようとしております。

平成13年度の寒河江市一般会計歳入歳出予算は、146億4,000万円と前年度対比1.4%の微増にとどまっております。歳入に占める市税収入も、不景気の影響により、前年度より約4,800万円減の47億9,660万円となっており、歳入の大きな部分を占める地方交付税も、国の財政難から前年度よりも2億9,000万円減の43億8,000万円と深刻な歳入不足となっております。

さらに国は、地方交付税の不足分を臨時財政対策債の発行で補うようにと、地方自治体への借金を促し、国の責任を逃れようとするなど、地方自治体の財政難はますます深刻化しています。

このような状況を憂いる市民の間からは、財政難にもかかわらず推し進められている駅前開発やチェリークア・パーク事業の将来に危惧の念を抱く声も聞かれます。それらの声を反映してか、13年度の一般会計における投資的事業費は前年度より21%も減額する緊縮予算となり、積立金に至っては前年比95%も削減するなどの引き締め予算を計上していますが、道路の建設等には多額の予算が見込まれています。

これらの財源不足を補うために、19億6,700万円の市債を見込んでおりますが、この額は前年度の市債16億5,000万円の19.3%の伸びとなっております。これらの市債の残高は、平成13年度末の一般会計だけで192億2,000万円を見込まれ、年々増加を続けております。

この借金の返済に充てる13年度の公債費は19億4,500万円で、13年度に借り入れる市債19億6,700万円とほぼ同額になっています。言うならば、借金返済のために借金を繰り返し、払いきれない借金が累積する借金地獄に陥っているのが今の寒河江市の現状と言わなければなりません。

この状況が続けば、後年市民に大きな財政的負担がかかってくることは必至です。今年度の予算編成は至るところで前年度予算を削減し、大変窮屈なものとなっております。

例を挙げれば、市民生活に密着した袋小路解消の予算や側溝整備の予算、図書購入費の予算など、軒並み減額され、加えて父母の切実な願いである中学校給食の実施などは、いまだに実現されておられません。

このような状況は、国、県の財政が厳しいからというにとどまらず、佐藤市政がこれまで取り続けてきた大型プロジェクト事業中心の行政が、多額の借金を積み上げ、財政を圧迫していること、その結果、市民生活に最も身近な要求が切り捨てられたり、先送りされたりしているのです。行政改革に名を借りて強行された柴橋小学校の学校給食民間委託は、いまだに続けられております。子供たちの命と豊かな情操をはぐくむ学校給食が、安上がりだからとの理由で民間委託されることは納得できません。

委託費も、当初の 600万円から現在では 912万円にもなっており、調理場への市職員の立ち入りができないなど、管理面においても多くの問題があります。

また、1989年、消費税が導入されるや、寒河江市では諸証明や文書発行等の手数料に消費税を添加しました。さらに5%に引き上げられるや、またも手数料の値上げをいたしました。市役所の窓口で発行される諸証明等の消費税は、国への納付義務がありません。税負担に苦しむ市民へのせめてもの償いとして、消費税の添加をやめるべきです。

佐藤市政がこれまで進めてきた大型事業中心の予算編成を、市民生活を最重視する予算に切りかえ、市民が要望している事業を実現することこそ必要であると考えます。

以上のことが改善されない限り、この予算案には反対するということを表明し、討論といたします。

佐竹敬一議長　ほかにありませんか。井上勝・議員。

〔井上勝・議員　登壇〕

井上勝・議員　私は、賛成討論を申し上げます。

ただいま平成13年度一般会計予算に対し、反対討論がありましたが、私は緑政会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

このたびの平成13年度予算案については、21世紀の寒河江市の将来を見通した魅力あるまちづくりのグランドデザインである「自然と調和する美しい交流拠点都市」を目指したものであり、その上で施政運営要旨に盛り込まれた施策を確実に実行するための大切な当初予算であります。

また、地方分権により、各自治体がそれぞれの地域の特性を生かしながら、住民福祉の向上を図るための施策を自主性、自立性をもって自己管理と自己責任において実施していくことが求められています。

そのためには、当面する施策と将来の発展するまちづくりの基礎を築く施策がともに大切な時期であると考えます。日本経済の長引く不況により、地方自治体の財政事情も厳しい状況にありますが、住みよいまちづくりのためには総合的な地域福祉施策、地域経済の活性化、IT革命の推進など、取り組まなければならない多くの課題を抱えています。

さらには、寒河江市にさらなる発展の布石として、四つの核を中心とする都市基盤の整備、さらには全国都市緑化やまがたフェアに向けた取り組みなど、主要なプロジェクト成功に向け、一丸となって取り組まなければならない時期と考えます。

そのような意味からも、本予算は厳しい財政事情の中において、市民生活関連予算及び少子化・高齢化社会に向けた福祉関連予算の充実など、緊急に対応すべき事業予算と将来の町の発展につながる長期的事業予算に配慮しながら、限られた財源の効率的、重点的配分を行っているものであり、適正な平成13年度一般会計予算であると判断し、全面的に賛成するものであります。

以上であります。

佐竹敬一議長　ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

請願第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第41、議会案第1号及び日程第42、議会案第2号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第43、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第44、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第45、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

議会議案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における
委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第46、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長により申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前10時49分

佐竹敬一議長 これにて、平成13年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
なお、松村助役より発言の申し出がありますので、これを許します。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長

佐 竹 敬 一

会議録署名議員

猪 倉 謙太郎

同 上

佐 藤 清